

(1) 安全衛生活動の推進

その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ **「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」**に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(雇用型テレワークを活用する皆様へ)

テレワークの適切な導入及び実施の推進 のためのガイドライン

▶令和3年3月25日、テレワークガイドラインを改定しました。

ガイドラインの改定に関する主なポイント

- ☑ 労務管理全般に関する記載の追加（人事評価、費用負担、人材育成等）
- ☑ 正規雇用労働者、非正規雇用労働者といった雇用形態の違いのみを除外することのないよう留意が必要であることを記載。
- ☑ 導入に当たっての望ましい取組として書類のペーパーレス化の実施等を記載。
- ☑ テレワークにおける労働時間の把握について、原則的な方法としてパソコン的な記録による場合の対応方法や、労働者の自己申告による把握を行うことについて記載。
- ☑ テレワークを行う労働者のワークライフバランスの実現のために、時間外・休日について記載。
- ☑ 自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備等に用できる分かりやすいチェックリストを作成。

1 趣旨

テレワークはウィズコロナ・ポストコロナの「新たな日常」、「新しい生活様式」として、働く時間や場所を柔軟に活用することのできる働き方であると同時に、働く時間や場所を柔軟に活用することのできる働き方を実現することが重要。本ガイドラインは、使用者が適切に労働者を守ることができ、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークを推進するため、労務管理に留意すべき点、望ましい取組等を明らかにしたものである。

2 テレワークの形態

業務を行う場所に応じたテレワークの特徴

厚生労働省
ホームページから
ダウンロードして
ご活用ください

テレワークにおける メンタルヘルス対策 のための手引き



(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における 労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ **経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知**
- ウ 職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、
KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の
日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

SAFEとは？

コンソーシアム

シンポジウム

アワード

現場視察

転倒予防川柳

動画



2/9
結果発表

SAFEアワード

受賞事例はこちら



コンソーシアムについて
知りたい・加盟したい方へ

加盟メンバー検索

転倒予防川柳

2024年度の応募を
開始しました

詳細はこちら



新着情報 on Twitter

@safe_mhlw

@safe_mhlwさんによるポスト

フォローする



SAFEコンソーシアム @safe_mhlw · 2023年1月6日

【カインズ朝霞店 現場視察②】

カインズ店舗内では、お客様も従業員も利用できる「踏み台」

シンポジウムに参加したい方はこちら

動画を見たい方はこちら

現場視察を見たい方はこちら

職場の安全と健康に関する

S A F E
出前講座

派遣料金
無料

- 事前申込制
- 様々なコースを用意
- オンライン対応可



こんなお悩みはありませんか

- | | |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 安全衛生活動の進め方がわからない | <input checked="" type="checkbox"/> 労働者の心と体の健康状態が悪化している |
| <input checked="" type="checkbox"/> 転倒による労働災害が増えている | <input checked="" type="checkbox"/> 病気を抱える労働者も働きやすい職場にしたい |
| <input checked="" type="checkbox"/> ヒューマンエラーの事故が増えている | <input checked="" type="checkbox"/> アルバイトなどで働くときに必要な安全衛生の知識を研修したい |

労働局の職員等が、安全で快適な職場づくりに役立つ情報や、安全で健康に働くために気を付けるべきポイントなどをお話します。

申込要件

- 次のいずれかに該当する事業者等
 - 1.安全衛生活動に取り組む意欲がある事業場
 - 2.学生に対し、安全衛生の知識を研修したい高校、大学、専門学校などの教育機関
- 10名以上の事業者、安全衛生担当者、学生等が集まること
- 受講者を収容できる会場、機材の準備、資料の配布が可能であること（配布資料は労働局担当者から事前送付）
- 営利目的での開催としないこと

コース例

- 労働災害事例と再発防止対策
- 安全衛生計画策定の方法
- 安全衛生教育の実施方法
- リスクアセスメントの実施方法
- 健康診断結果等を活用した健康保持増進対策の実施方法
- アルバイトで労働災害に遭わないために気を付けるべきポイント など

厚生労働省 埼玉労働局

お申込み
お問合せ

お申込みは右記二次元コードよりお申込みください▶

048-600-6206

担当：埼玉労働局労働基準部健康安全課



SAFE 出前講座

<https://forms.gle/T3zf3yt4k7seSzP27>

職場の安全と健康に関する

S A F E

相談
無料

個別相談



- 事前申込制
- オンライン対応可



こんなお悩みはありませんか

- | | |
|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 安全衛生活動の進め方がわからない | <input checked="" type="checkbox"/> 労働者の心と体の健康状態が悪化している |
| <input checked="" type="checkbox"/> 転倒による労働災害が増えている | <input checked="" type="checkbox"/> 病気を抱える労働者も働きやすい職場にしたい |
| <input checked="" type="checkbox"/> ヒューマンエラーの事故が増えている | <input checked="" type="checkbox"/> 化学物質の適切な管理方法がわからない |

労働局の職員が、安全衛生活動を進めるにあたり、悩みを抱える事業者、安全衛生担当者等に対し、労働局の窓口又はオンラインで相談に応じます。

相談内容に応じ、相談者にマッチする以下の支援サービス等を紹介いたします

※各種支援サービスの利用には別途申込みが必要な場合があります。

JISHA 中央労働災害防止協会
中災防 Japan Industrial Safety & Health Association



訪問支援 相談会 研修会

独立行政法人労働者健康安全機構
埼玉産業保健総合支援センター



訪問支援 相談窓口 セミナー

厚生労働省 埼玉労働局



補助金 各種教材 支援ツール

お申込み
お問合せ

お申込みは右記二次元コードよりお申込みください▶

048-600-6206

担当：埼玉労働局労働基準部健康安全課



SAFE 個別相談

<https://forms.gle/LAfcVunN5YWeLgbi7>

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
- ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- オ トラックの逸走防止措置の実施
- カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

新規追加

業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送事業）

事業者に取り組んでもらいたいこと

「荷役5大災害」防止のポイント

1. トラック・荷台等からの墜落・転落による災害

作業場所の高さに関わらず、**必ず保護帽を着用**すること

2. トラック・荷台等での荷崩れによる災害

荷を積み込むとき、**必ず積荷の状態を確認**すること

3. フォークリフト使用時における災害

フォークリフトの運転者や周囲の労働者は、定められた**ルール(作業計画等)**に基づき**適切に行動**すること

4. トラックの無人暴走による災害

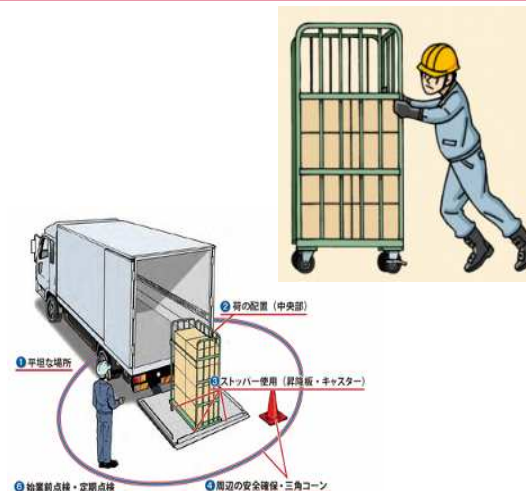
トラックを降車するとき、**必ず逸走防止措置()**を行うこと

()逸走防止措置： パーキングブレーキ、 エンジン停止、 ギアロック、 輪止め

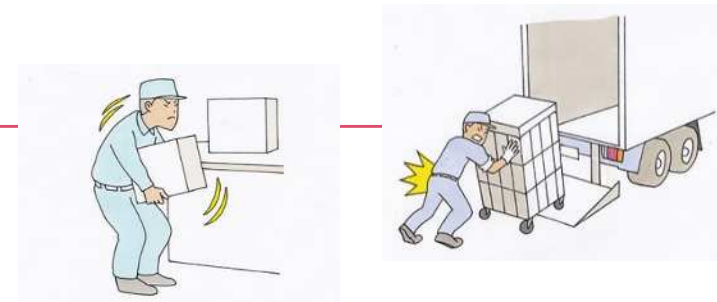
5. トラック後退時における災害

後退誘導に係る**ルール(作業計画等)**を定め、**後方確認ができる場合にのみ、トラックを後退**をさせること。

作業に合った**腰痛予防対策**の実施



必ず保護帽を着用!



アウトプット指標（2027年まで）

「荷役作業における安全ガイドライン」に沿った対策を講じる**事業場を45%以上**

アウトカム指標（2027年まで）

死傷者数を2022年と比較して5%以上減少

陸上貨物運送事業における

重大な労働災害を防ぐためには

荷役作業時の死亡災害にみる災害パターン別の主な原因と対策

労働災害は長期的には減少傾向にあります。陸上貨物運送事業における労働災害は引き続き多く発生しています。従業員が安全に、そして安心して仕事を行うためには、運送事業者と荷主企業が協力し、徹底して労働災害防止に取り組む必要があります。

本冊子では、陸上貨物運送事業における労働災害について、平成25年に死亡災害に至った実際の事例を紹介するとともに、災害パターン別の労働災害防止対策について紹介していきます。



平成25年に発生した陸上貨物運送事業の荷役作業時の死亡災害
(労働安全衛生総合研究所の調べによる分析結果)

厚生労働省ホームページからダウンロードしてご利用ください

1

トラック・荷台等からの墜落・転落による死亡災害

21.1%

陸上貨物運送事業における労働災害の中で最も多かったのが「トラック・荷台等からの墜落・転落」です。このパターンの災害事例を分析すると、67%が「保護帽未着用」でした。そのうちの多くが「高さ2m未満」の地点からの転落であり、もし保護帽を着用していれば死亡災害に至らなかった可能性があります。

事例 1

足を滑らせてリアバンパーから転落（死亡災害）



被災者はコンビニエンスストアに荷物を配送していました。配送先の手前にある駐車場で荷台コンテナ内にある荷物の整理を行った後、荷台にあった段ボールを持ちながら、荷台からトラックのリアバンパーに足をかけ、後ろ向きで降りようとしたところ、足を滑らせてしまい、約52cmの高さから転落し、頭部を強打しました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

事例 2

テールゲートリフターから転落（死亡災害）



被災者はテールゲートリフターに乗り、工業用油200ℓが入ったドラム缶1缶を荷台から荷おろしする作業をしていました。被災者は何らかの理由でテールゲートリフターからトラック後方に転落しました（転落高110cm）。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。



① 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の
範囲が拡大されます

R5.10.1
施行

(施行前) 5 t 以上

(施行後) 2 t 以上

② テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への
特別教育が義務化されます

R6.2.1
施行

③ 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

R5.10.1
施行

ダウンロードしてご活用ください

トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。

改正のあらまし

- 1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます**
これまで最大積載量 5 トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます (一部例外あり)。
- 2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます**
テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育 4 時間、実技教育 2 時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。
- 3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます**
運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

フォークリフト安全ポスター

優秀賞のポスター

▶ 埼玉労働局長賞



▶ 陸災防埼玉県支部長賞



ちやんと守れていますか？



フォークリフト

4つの**安全**ルール

- 1 無資格運転の禁止
- 2 シートベルトの着用
- 3 歩行者と走行路の分離
- 4 旋回・走行時の安全確認

荷役作業時における労働災害防止対策 (陸上貨物運送事業における労働災害防止のためのガイドライン)

荷役作業の安全対策ガイドライン

(平成25年3月25日付け基発0325第1号)

陸運事業者の実施事項

管理体制の確立

具体的な防止対策

- ・ 墜落、転落による労働災害の防止対策
- ・ フォークリフト、ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策
- ・ 転倒による労働災害の防止対策

安全衛生教育の実施

荷主等との連絡調整

『安全作業連絡書』の使用

自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保

連絡調整

荷主等の実施事項

改善基準告示()の遵守

陸運業者に荷役作業を行わせる場合は事前に通知

陸運事業者との連絡調整

『安全作業連絡書』の使用

自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
疲労に配慮した休憩時間の確保、
着時刻の弾力化

安全に荷役作業を行える場所、機械等の確保

荷主の協力が
不可欠

交通労働災害防止のためのガイドライン

(平成20年4月3日付け基発第0403001号)

管理体制の確立等

適正な労働時間の管理、走行管理

- ・ 走行計画の作成
- ・ 点呼等の実施
- ・ 荷役作業を行わせる場合の措置
 - ・ 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保
 - ・ 荷の適正な積載

教育の実施

- ・ 交通危険予知訓練

意識の高揚

- ・ 交通安全情報マップの作成

荷主・元請事業者による配慮等

- ・ 過積載運行の防止
- ・ 改善基準告示()の遵守
- ・ 安全な走行が出来ない発注の禁止
- ・ 到着時間の再設定等の措置

健康管理

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

(ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」

に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用

(イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用

(ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

(エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

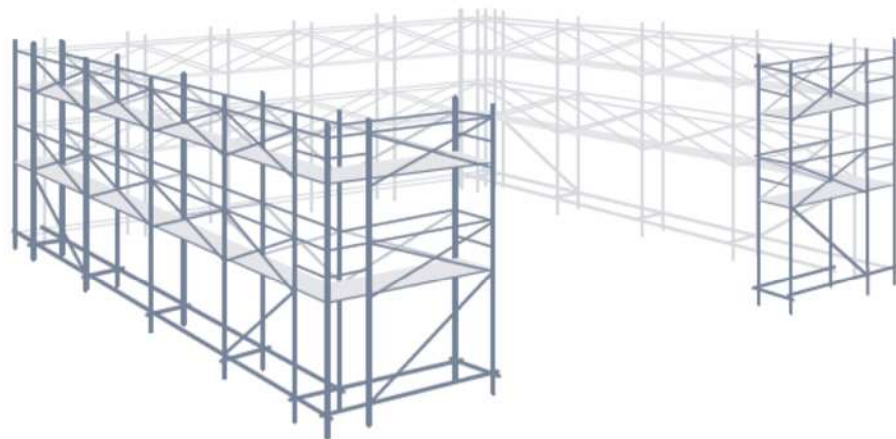
(オ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

(カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

ダウンロードしてご活用ください

足場からの墜落防止措置が強化されます

●改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

労働安全衛生規則の改正

令和6年4月1日施行

- 1 一側足場の使用範囲の明確化

令和5年10月1日施行

- 2 足場の点検時の点検者の指名の義務付け
- 3 足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

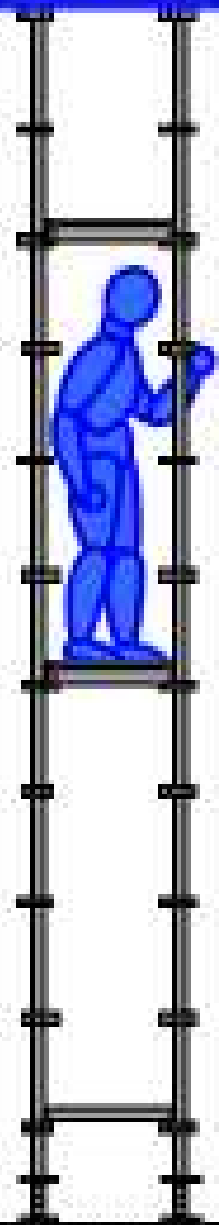
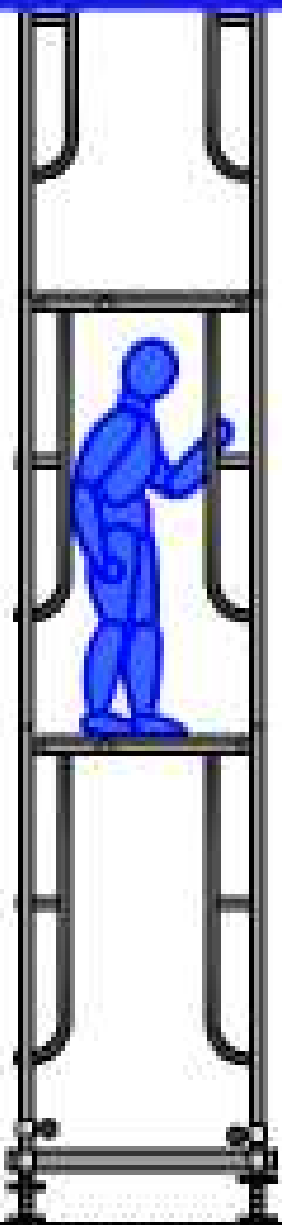
1 一側足場の使用範囲の明確化

新設されました

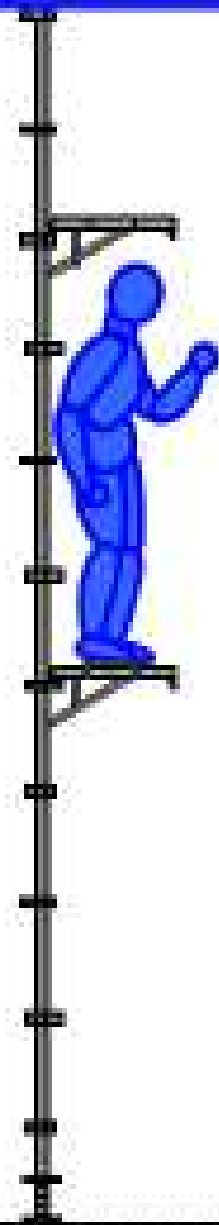
(本足場の使用)

第561条の2 事業者は、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでない。

本足場

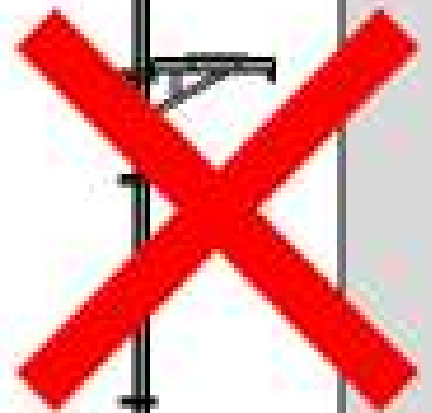


一側足場





1メートル
未満



1メートル
以上



(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

建設業における労働災害防止対策

新規追加

イ 改正「**山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン**」に基づく対策の実施

ウ **令和6年能登半島地震の復旧、復興工事**における
がれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、
墜落・転落災害の防止等、
自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

一部追加

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 改正概要

【別添4】

ガイドライン改正の背景・目的

- 山岳トンネル工事*¹では、トンネル掘削の最先端で地山が露出している部分（切羽）において、トンネルの掘削面から岩石等が落下する災害（肌落ち災害）が散見されている。
- これらの災害では、ロックボルト*²の施工が十分でなかったこと、地山の状況に応じた工法や建設機械（ドリルジャンボ）の選定が適切ではなかったこと、現場の地山の状況に応じた設計変更等の措置が十分でなかったこと等が認められている。
- こうしたことから、厚生労働省では（独）労働者健康安全機構安全衛生総合研究所に検討を依頼し、切羽における肌落ち防止対策の御提言をいただき、必要な対策を新たにガイドラインに盛り込んだ。
- 厚生労働省では、改正ガイドラインの周知や事業者への指導を通じ、山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策の徹底を進めていく。

* 1 「山岳トンネル工事」は火薬類を爆発させ地山を破碎して掘削する工事。このほか、トンネル工事にはカッターを回転させて掘削するシールドトンネル工事などがある。
* 2 「ロックボルト」はトンネル掘削面から地山内部に放射状に穿(せん)孔された孔に挿入された鋼棒。

主な改正内容

1. 発注者等が講ずべき措置の新設

設計段階における適切な支保パターン*³の選定や鏡吹付け*⁴の実施、施工段階において設計変更に係る施工者との協議等を行うこととした。

2. 切羽の立入に関連し特段の配慮を必要とする範囲の新設

切羽（天端）からの45度の範囲を特段の配慮を必要とする範囲とし、可能な限り立入りを避けることとした。

3. 地山の状況に応じた支保パターンの選定（設計変更）

発注者と必要な情報等を共有の上、十分協議し連携して取り組むこと等とした。

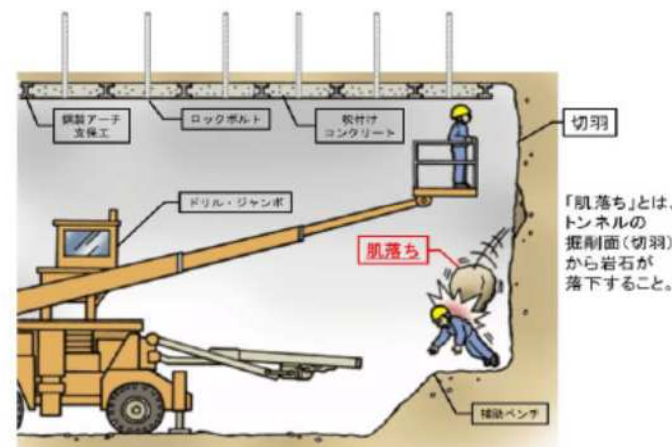
4. 適切なドリルジャンボの選定及び速やかなロックボルトの施工

5. 切羽の自立が悪い場合における鏡吹付けの原則実施

* 3 「支保パターン」は地山の分類と支保部材の選定を組み合わせたもの。
* 4 「鏡吹付け」は、切羽の垂直面にコンクリートを吹き付けること。

6. その他

最新のデジタル技術等も活用し、各種作業の遠隔化・自動化、各種センサー等を活用した監視・検知等の取組を積極的に進めることとした。

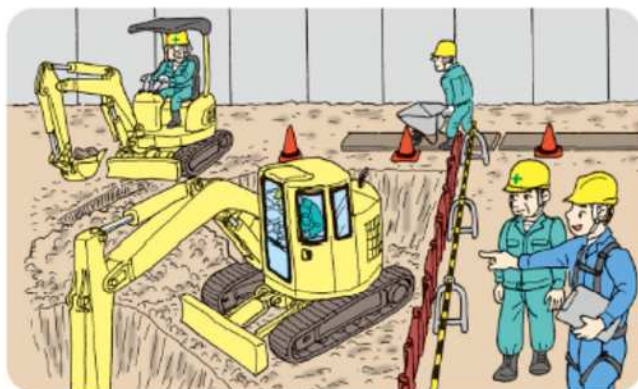


自然災害に関する復旧・復興、防災・減災などの工事に携わる建設事業者の皆様へ

現場パトロール、教育などの 安全衛生活動をお手伝いします!

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業のご案内

全て無料!!
 ・現場指導
 ・安全衛生教育
 ・テキスト



1 対象となる事業者

自然災害に関する復旧・復興、防災・減災などの工事を施工される建設事業者の皆様

2 事業内容

安全衛生の専門家が次の内容について無料でお手伝いいたします。

種類	対象	内容
現場指導	自然災害関連工事の現場	現場パトロール（助言・指導等）
安全衛生教育	基礎的教育 (90分程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設現場の仕事と安全衛生 ・労働災害とその防止対策など ・ワンポイント安全衛生教育
	管理監督者向け教育 (120分程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・統括安全衛生管理とは ・管理監督者の役割と職務など

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等による
はさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- イ **機能安全**を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ **高経年施設・設備**の計画的な更新、
優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる
「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、
自主的なリスクアセスメントの実施

川越労働基準協会HPからダウンロードして、ご活用ください。

事業者・
労働者の
皆さまへ

機械設備による労働災害
(はさまれ、巻き込まれ等)
が多く発生しています！



何から始めればよいのか？

労働災害を防止するための対策の種類を知る

①本質的対策

※危険な作業の廃止・変更、より安全な作業方法への変更など

②工学的対策

※ガード、インターロック、安全装置、局所排気装置などの設置

③管理的対策

※マニュアルの整備、立入禁止措置、ばく露管理、教育訓練など

④個人用保護具の使用

※①～③の措置を講じても除去・低減しきれなかったリスクに対して実施するもの

高

措置の優先度

低

※労働安全衛生法等により規定された措置（安全カバーや局所排気装置の設置等）を講じていない場合は、当該規定の措置を最優先としてください。

工学的対策の具体的な内容は？

機械設備に囲いや覆い等を設け、労働者に危害が及ばないようにする

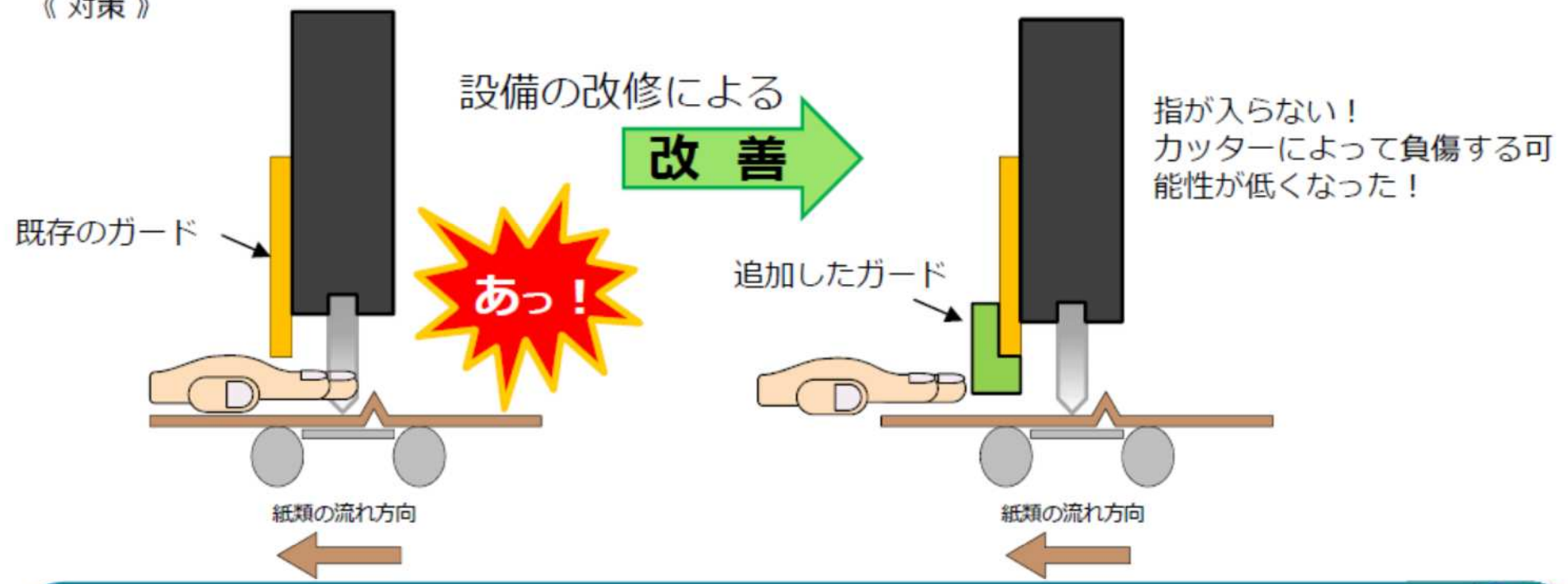
《 災害発生状況① 》

紙類を裁断するための設備において、セッティングした紙類にズレなどが生じたため設備の奥へ手を入れて直そうとしたところ、当該設備のカッターの稼働域まで手が入ってしまい、カッターと接触した。

《 主な原因 》

- ①機械の運転を停止していなかったこと
- ②紙類の不具合を解消するために手を奥まで入れたこと→手が奥まで入れられる構造となっていたこと

《 対策 》



共通事項

労働安全衛生法（労働安全衛生規則）では、機械の掃除、給油、検査、修理、刃部の取替え、調整作業等（運転中に発生する不具合を解消するための一時的な作業や機械の設定のための作業を含む）の時には機械の運転を停止する必要があること等について規定しています（労働安全衛生規則第107条、第108条等）。



[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [労働基準](#) > [安全・衛生](#) > [機能安全による機械等の安全確保について](#)

機能安全による機械等の安全確保について

近年、電気・電子技術やコンピュータ技術の進歩に伴い、これら技術を活用することにより、機械等に対して高度かつ信頼性の高い制御が可能となっています。

厚生労働省では、従来の機械式の安全装置に加え、新たに機械等に電気・電子・プログラマブル電子回路を追加することにより、当該機械等による労働災害のリスクを低減するための措置（機能安全）の安全確保を推進しています。

技術上の指針

厚生労働省では、労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づき、機能安全による安全確保の推進について技術上の指針を制定しました。

[機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針（平成28年厚生労働省告示第353号）](#) [PDF：344KB]

関係法令

厚生労働省では、ボイラーについて、機能安全による安全確保を労働安全衛生法令に位置づけ、安全規制の高度化を図るため、関係法令の改正を行いました。

[機能安全に係るボイラー則及び登録省令の改正の概要](#) [PDF：356KB]
[ボイラー及び圧力容器安全規則及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一](#)

政策について

分野別の政策一覧

厚生労働省のHPにて
ご確認ください。

人材開発

労働基準

雇用環境・均等

非正規雇用（有期・パート・派遣労働）

労使関係

ダウンロードしてご利用ください

設備の経年化による 労働災害リスクと防止対策

—平成29年度、平成30年度、令和元年度調査のまとめ—



(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

林業の労働災害防止対策

- ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用 並びに適切な作業方法の実施
- イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

重点事項ごとの具体的取組

重点

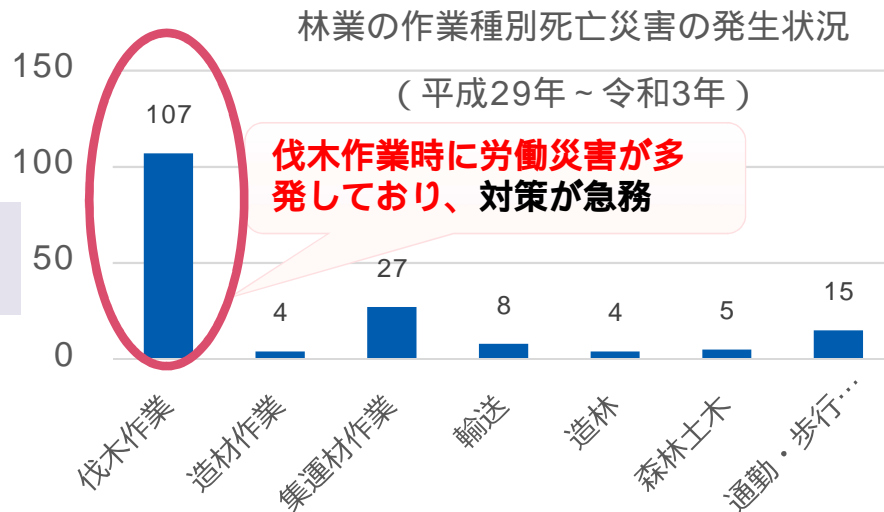
- * 1 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」
平成27年12月7日付け基発1207第3号
- * 2 「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備のためのガイドライン」
平成6年7月18日基発第461号の3

業種別の労働災害防止対策の推進（林業）

千人あたりの災害発生率(死傷年千人率)

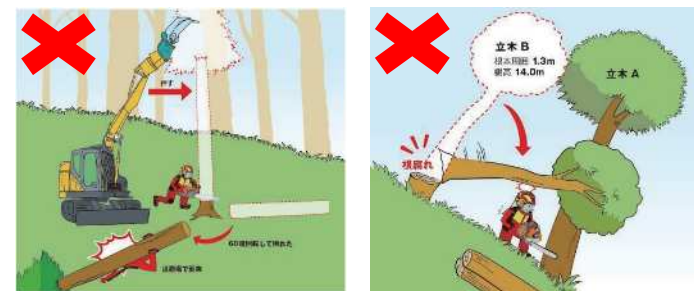
	死傷千人率（R3年）
林業	24.7
製造業	2.91
建設業	4.95
全業種	2.66

全業種の約9.3倍



伐木作業時に労働災害が多発しており、対策が急務

伐倒する木の下敷きにならないよう、周囲（伐倒する木の2倍の長さ）に労働者を立ち入らせない、待避場所を決める、立入禁止がわかるようにしましょう



(出典) 死者数は厚生労働省安全課調べ、死傷者数は労働者死傷病報告、災害発生率は労働力調査より集計した値により算出

アウトプット指標（2027年まで）

「伐木等作業の安全ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を50%以上

アウトカム指標（2027年まで）

伐木作業による死亡災害を重点として、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、死亡者数を2022年と比較して15%以上減少

事業者に取り組んでもらいたいこと

- 伐木等の際にはあらかじめ待避場所を決めておき、伐倒する者以外の労働者を立ち入らせないようにする。また、立入禁止について縄張、標識等で明示する
- 連絡責任者を定め、緊急時の連絡体制を整備する
- チェーンソーを使用する際は、下肢を保護する防護衣を着用させる
- かかり木処理について、かかられている木を伐倒したり、かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒させない